

第 8 回名立区地域協議会 次第

日時：令和 3 年 11 月 24 日（水） 午後 6 時 30 分から
場所：名立区総合事務所 2 階 第 2 会議室

1 開 会

2 報告事項

(1)町内会長会議の実施について …資料 No. 1

3 協議事項

(1)「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について …資料 No. 2

(2)令和 3 年度視察研修について …資料 No. 3

(3)自主的審議事項「ろばた館の存続に向けて」

4 その他事項

令和 3 年度第 9 回地域協議会の開催予定

・令和 3 年 月 日（ ）午後 時 分から

5 閉 会

令和3年度 第2回名立区町内会長会議 次第

日時：令和3年11月26日（金）午後2時から
会場：名立地区公民館 第1第2会議室

1 開 会

2 所長あいさつ

3 報告事項

- (1) 名立区における大雪への対応について
- (2) 令和3年度冬期道路交通確保除雪計画について
- (3) 要援護世帯除雪費助成事業について

<質 疑>

- (4) ろばた館の冬期営業について
- (5) 民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選について

<質 疑>

4 関係機関からの連絡

- (1) 名立分遣所
- (2) 名立駐在所
- (3) 名立まちづくり協議会

5 その他

6 閉 会

■名立区における大雪への対応について

○大雪の場合、市道の除雪が間に合わないなど、市役所で対応できることには限界があります。以下の対応を含め、地元の皆さんからのご協力が必要です。よろしくお願いします。
 ○明日11/27(土)午前に、名立地区公民館で、豪雪の中で何とかうまく暮らせる知恵はないか、みんなで話し合う講座を開催します（座談会）。どなたでもご参加いただけます。参加費は不要です。今冬の豪雪で困ったことなどを皆さんで持ち寄っていただきたいと思います。

No.	令和3年1・2月の豪雪を経験した課題など	⇒	説 明
1	短時間で、大量の降雪があったため、除雪が間に合わない地区があった。（北部地区～下名立地区を中心に）	⇒	○この後、「市道の除雪計画」を説明します。 ○北部地区を中心に、個人の方から除雪の目途や時間などについて、総合事務所にたくさんのお問い合わせをいただきました。また、作業が終わっている夜間にお電話をいただくこともありました。除雪は町内会全体に関わることであり、町内会長さんや除雪業者と調整を図った上で作業方針を決定する場合がありますので、作業の確認については、町内会長さんを通じてお問い合わせいただければ幸いです。 ○国道や県道といった比較的大きな道路の方が、除雪は早く進みます。このため、南部地区の皆さんは、県道沿いに冬期用の車庫を用意している方も多くおられます。近年は、週間天気予報の精度も上がっています。北部地区の方には、自家用車を使用する必要があり大雪の予報が出た場合、ご親戚や町内会で事前に相談し、なるべく大きな道路沿いの適地に自家用車を退避させておくなどの措置をお願いします。
2	診療所に行けず、薬が切れた。	⇒	大雪の予報が出たら、早めに診療所に行くよう、区内に広報を通じて周知します。
3	透析に行きたくても、除雪が間に合わず、自家用車が出せなかった。	⇒	○大雪の予報が出た場合に備えて、ご親戚などと事前に相談し、なるべく大きな道路沿いの適地に自家用車を退避させておくなどの措置をお願いします。もし、そのような場所が確保できない場合は、総合事務所にご相談ください。 ○透析患者さんは、総合事務所でも把握していますので、直接ご連絡します。町内会の皆さんからもご配慮いただきますようお願いいたします。
4	独り暮らしのお年寄りなどの安否確認が難しい。	⇒	○総合事務所では、独り暮らしや夫婦二人暮らしのお年寄りなどの家族の連絡先を、民生委員さんと共有しています。緊急の場合は、民生委員さんにお問い合わせください。また、日頃から民生委員さんとの連絡を密にお願いします。 ○町内会の役員の方々が、自主的に独り暮らしのお年寄りを訪ねて回り、声がけしていただいた町内会もありました。除雪が間に合わず、民生委員や市の職員などが訪問できない場合は、地元の方が頼りです。引き続きご協力をお願いします。
5	デイサービスなどの福祉サービスが中止になった。	⇒	○お年寄りや障害をお持ちの方にとっては、デイサービスなどの福祉サービスの有無は命の継続に直結する場合があります。サービスが中止になり、健康に不安があれば、総合事務所の保健師へお気軽にご相談ください。 ○体調不良の場合は、躊躇なく救急車を呼んでください。大雪の時も、緊急車両が通れるよう除雪を進めます。
6	大量の降雪で、家屋やカーポートなどが壊れた。	⇒	○必要があれば、降雪期の前に家屋の強化や補修などを行うよう、区内に広報を通じて周知しています。 ○補修や改築を行う業者の紹介を、名立建築組合（事務局：名立商工会）と連携して行っています。お気軽にお問い合わせください。
7	壊れた家屋の修繕に、これまでかけていた損害保険が使えなかった。	⇒	損害保険の見直しについて、区内に広報を通じて周知しています。
8	国道8号線や高速道路が通行止めになって、仕事場から帰ってこれなかった。	⇒	道路の通行止めや鉄道の運行中止の情報は、それぞれの機関で情報提供しているほか、総合事務所でも市の災害対策本部から情報が得られ次第、区内に防災行政無線などで早めにお知らせするようにします。
9	帰ってきたら自宅前にも行けず、自家用車を止める場所がなかった。	⇒	○比較的大きな道路の方が、除雪は早く進むことから、南部地区の皆さんは、県道沿いに冬期用の車庫を用意している方も多くおられます。 ○大雪の場合は、会社も学校もお休みになる場合がありますので、不要不急の自家用車の運転はお控えください。また、公共交通機関が運行していれば、そちらを利用してください。 ○総合事務所や公民館などの公共施設の駐車場に駐車されると、その除雪ができなくなりますので、駐車はご遠慮ください。
10	大雪のため、市営バスが運行されなかった。	⇒	○雪により道路幅が狭くなると、対向車とのすれ違いができなくなるため、市営バスの運行を停止する場合があります。また、バスの運行によって県道の除雪に支障が出る恐れもあるため、バス会社や除雪業者と協議して、運行を取りやめることもあります。その際は、防災行政無線を通じてお知らせします。 ○運行を取りやめる降雪量の目安も、バス会社と検討しています。
11	ゴミの収集が予定どおりにいかなかった。	⇒	○降雪量によって、予定どおりゴミの収集ができない場合があります。その際は、お手数でもご自宅で保管をお願いします。 ○収集日を変更する場合は、防災行政無線などで随時お知らせします。
12	倒木があって、交通の妨げとなった。	⇒	○倒れた木は、所有されている方から撤去していただくことが原則で、倒木があれば、町内会長さんに相談させていただいています。緊急の場合は、やむを得ず市で撤去する場合があります。 ○倒木の恐れのがる樹木があれば、町内会からも所有する方に働きかけをお願いします。
13	屋根雪をすぐに除雪してくれる方がいなかった。	⇒	○今年1月は、名立区内全域で一度に大量の降雪がありましたので、除雪する方の手が足りず、独り暮らしのお年寄りのお宅を民生委員さんが除雪する例もありました。 ○次の降雪期に向かって、名立区の業者だけでなく、全市内に呼びかけて、名立区に除雪に来てくれる業者を募りました。別添の一覧表を参考にしてください。（市内他地域の降雪状況によっては、難しい場合もありますのでご承知おきください）

要援護世帯除雪費助成事業について

名立区総合事務所

■事業目的

冬期間における要援護世帯の雪害事故を防止し、もって生活の安全確保と福祉の増進を図る。

■事業内容

家屋の屋根、玄関前、その他の日常生活上欠くことのできない場所（下ろした屋根雪、車庫、納屋など）における必要最小限の除雪作業に要する費用の一部を助成する。

■対象世帯

高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の方のみの世帯 ・ 寝たきりの方（60 歳以上で、おおむね 3 か月以上寝たきりの方）と 60 歳以上の方のみの世帯 ・ 65 歳以上の方と児童のみの世帯 ・ 60 歳以上の寝たきりの方と児童のみの世帯
ひとり暮らし 高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上のひとり暮らしの世帯 ・ 60 歳以上の寝たきりの方で、ひとり暮らしの世帯
母子・父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者のいない女性若しくは男性と児童のみの世帯
準母子・準父子 世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者のいない女性若しくは男性と児童と 65 歳以上の方のみの世帯
障害者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳 1～4 級をお持ちの方と 60 歳以上の方のみの世帯 ・ 身体障害者手帳 1～4 級をお持ちの方と児童のみの世帯 ・ 身体障害者手帳 1～4 級をお持ちの方のみの世帯
その他の世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的に障害のある人の属する世帯等で、上記に準ずる世帯

※児童とは 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある人をいいます。

上記の対象世帯であっても下記に該当する場合は、**対象となりません**。

①市民税所得割が課税の世帯	
②生活保護を受給している世帯	生活保護費で支援します。
③自己の労力で除雪ができると認められる世帯	要援護世帯であっても、自力で除雪できる場合は対象となりません。
④住所地で実際に生活していない世帯	冬期間不在であっても、雪の影響がなくなった時点で再び住家に戻って生活する予定のある世帯は対象となります。
⑤同一家屋内(敷地内含む)で親と子がそれぞれ世帯主になっている場合など、実質的に労力のある親族と同居している世帯	住民票上は高齢者のみの世帯であっても、実質的に労力のある親族と同居している場合は対象となりません。
⑥他の世帯に属する人の所得税法に規定する扶養親族となっている人がいる世帯	市内外に住む子等の、所得税法に規定する扶養親族となっている人がいる世帯は、対象となりません。

■除雪に要した費用に対する助成限度額（一冬期間の1世帯当たりの上限額）

多雪区域	その他の区域	限度額を超えた分は各世帯の負担となります。
65,600円	41,000円	

※助成決定世帯は、事業所や個人に除雪を依頼します。なお、親族（3親等以内）に依頼した場合は、助成の対象から外れます。

※**名立区**の多雪区域：小田島、西蒲生田、東蒲生田、不動

■事業の流れ（申請から助成金振込まで）

- (1) 申請を希望する世帯は、民生委員・児童委員を通じて市へ申請してください。
- (2) 市が審査した後、助成決定世帯へ「要援護世帯除雪費助成決定通知書」を送付する。
- (3) 助成決定世帯は、事業所等（個人を含む）へ依頼して除雪を行う。除雪後、事業所等へ除雪費用を支払い、実績報告書と領収書を民生委員・児童委員へ提出する。
 ※やむを得ない事情がある場合は、市の助成を受けてから事業所等へ除雪費用を支払うことができる。その場合は、実績報告書と事業所等が発行した請求書を民生委員・児童委員へ提出する。
- (4) 民生委員・児童委員が実績報告書を市へ提出し、市で確認をした後、助成限度額の範囲内で、助成決定世帯の指定口座に助成金を振り込む。

■「災害救助法」が適用になった場合（通常時との比較表）

豪雪になって国の「災害救助法」が適用になると、その期間だけ、対象や手続きが通常期と違ってきますので留意してください。

項目	国の災害救助法適用時 (令和2年度の場合)	通常時 (市の助成事業)
期 間	災害発生日から10日以内	冬 期 間
助成限度額	全市域:137,900円 (年度により変動有り)	多雪区域:65,600円 その他の区域:41,000円
対象となる 除雪範囲	母屋の屋根雪・玄関前	屋根・玄関前・下ろした 屋根雪・車庫・納屋・駐 車場など
写真の有無	必 要 (除雪前後の両方の写真が必要)	不 要
支払の流れ	市から除雪者に直接支払う	助成世帯から除雪者に 支払い、後日、市から助 成世帯に支払う

※災害救助法が適用となった場合は、市の助成事業に追加助成となります。

※母屋の屋根雪・玄関前は災害救助法で、車庫・納屋・駐車場などは通常の市の助成事業で申請してください。

名立の温泉でゆったり、のんびりしませんか？

「ろばた館」へお出かけください

★お昼時には軽食
を用意しています
(11:30~13:30)

メニュー
ラーメン、ざるラーメン、
天ぷらそば・うどん、
山菜そば・うどん、
焼きおにぎりなど

★福祉浴槽
いたわりの湯を備えて
います
利用希望の方は事前に
ご連絡ください



★お得な回数券を
用意しています
12回券/4,700円
1回あたり392円で
58円お得です！

★上越市内にお住
いの70歳以上の方
は、シニアパスポ
ート利用で入浴料が
270円となります

★スタンプカード
市営バスを利用して
ろばた館に5回入浴す
ると、次回入浴料が無料
になります。(入湯税は
お支払いください。)

【鉱泉水】「メタケイ酸」、「炭酸水素ナトリウム」
の項により温泉に該当

【利用時間】火・水・木曜日/9時~19時
金・土・日曜日/9時~21時

★冬 期：11~4月の金・土・日曜日は9時~19時

【休館日】月曜日(祝日の場合はその翌日)
年末年始(12月29日~1月3日)

★冬 期：1月、2月の休館日は月・火曜日

【入浴料】

	1回券	回数券(12回分)
大人(中学生以上)	450円	4,700円
小学生	300円	3,100円
幼児(3歳児から)	160円	1,600円

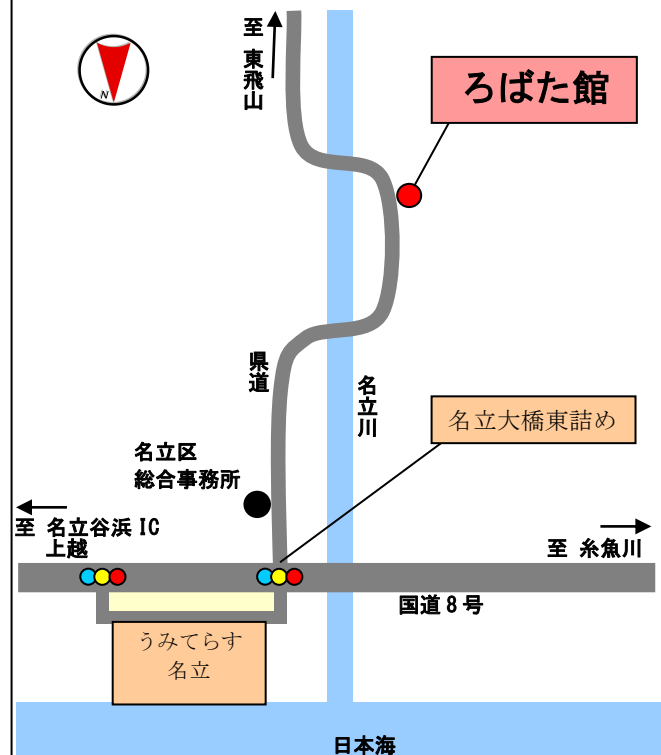
【会議室等使用料】

区 分	使用料
会 議 室	1時間 590円
研 修 室	1時間 160円
生 活 実 習 室	1時間 380円
生きがい創造室	1時間 240円

【問い合わせ】ろばた館(名立区にしかもうだ西蒲生田155)
(TEL) 025-538-2635

【アクセス】

北陸自動車道「名立谷浜IC」より約13km(車で約20分)
「うみてらす名立」より約10km(車で約15分)



【施設担当課】

上越市 農林水産部 農村振興課
(TEL) 025-526-5111(代表) 内線 1283

民生委員(児童委員)、主任児童委員の一斉改選について

名立区総合事務所

子育てや高齢者の福祉制度などの相談や見守りにあたり、誰もが安心して生活できる地域づくりに欠かすことのできない民生委員(児童委員)・主任児童委員が、令和4年度に3年に1度の改選期を迎えます。

委員の選任にご協力をお願いします。



民生委員・児童委員とは

地域の中から推薦された人で、厚生労働大臣の委嘱を受けて、自らも住民の一員という性格をもって住民の見守りや相談活動を行っています。



主任児童委員とは

子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。

※民生委員が児童委員を兼務

■名立区の民生委員(児童委員)、主任児童委員

1) 民生委員(児童委員)

委員氏名	担当地域
亀嶋正一	小泊第1～第7
畑芳雄	新町、仲町、川端
松本新一	新井町
竹谷剛	横町、旭団地、坪山、赤野俣、岩屋堂
宮崎千代子	大菅、谷口、車路、躰畑、田野上、杉野瀬
渡辺一夫	丸田、濁沢、折居、峠
田近泰弘	池田、森、桂谷、折平
足利定義	東蒲生田、小田島、西蒲生田
高宮文男	不動

2) 主任児童委員

吉村貴志子	宝田小学校区(名立中学校区)
-------	----------------

■民生委員(児童委員)、主任児童委員の選任

1) 専任の基準

地域住民の相談に親身に対応し、援助が必要な人の見守り・訪問活動等を積極的に行っていただける方 → 地域にとって大切で必要な方

2) 選任主体

町内会長（担当町内会が複数ある場合は、それら町内会長の合議による）の推薦

3) 年齢の基準

新任・再任ともに、原則として選任時に75歳未満の人

4) 任期

令和4年12月1日から令和7年11月30日までの3年間

5) 今後の選任スケジュール（予定）

①令和3年12月～令和4年3月：一斉改選に伴う事前周知（市福祉課より）



②令和4年5月：各町内会長宛に推進のお願い（推進書類等一式を送付）



③ 〃 7月末：各町内会から推薦書類の提出



④ 〃 9月：市から県へ候補者の推薦、県から国へ候補者の推薦



⑤ 〃 12月1日：新委員の委嘱

「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について

1 意見交換について

【検討内容】

- ・地域課題の把握・解消に向けた、住民組織、福祉・スポーツ団体、町内会、地域住民、他の地域協議会等との話合いの一層の活性化

現在取り組んでいること	今後取り組むこと（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・ろばた館の今後の在り方について、昨年度はろばた館関係団体との協議を計 7 回実施した。 ・必要に応じて、区内のまちづくり団体との意見交換会（名立区まちづくり意見交換会）や、他地域協議会との意見交換を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の取組を継続する。

2 会議運営について

【検討内容】

- ①委員が会議に参加しやすくなるような、開催日時や回数の柔軟な設定
- ②必要に応じて日を改めて協議を行うなど、議論が深まるような運用
- ③自主的審議事項等の議論がより一層深まるよう、議論に必要な情報を得るための視察や研修の積極的な実施
- ④会議の進行を担う会長が全ての委員へ発言を求めるなど、多くの委員に発言の機会を設けるような配慮
- ⑤分科会やグループワーク等、小規模な話合いの場を適宜設けるなど、委員が発言しやすい雰囲気づくり

現在取り組んでいること	今後取り組むこと（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・日中、仕事がある方に配慮し、開催時間を夕方以降に設定している。また、開催日はできるだけ多くの委員が参加できる日としている。(①) ・地域協議会に加えて適宜分科会を開催し、より発言しやすい環境で議論を深めている。(②、④、⑤) ・自主的審議事項の議論を進めるにあたり、関係団体との意見交換や、住民へのアンケートの実施、類似の施設を持つ地域協議会への視察などを行っている。(③) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の取組を継続する。

3 情報発信について

【検討内容】

- ・協議会の活動に市民から関心を寄せていただけるように、地域協議会だよりに委員の声や自主的審議の進捗状況等を掲載するなどの工夫

現在取り組んでいること	今後取り組むこと（案）
・地域協議会だより自主的審議事項の進捗状況の報告や、地域協議会委員が体験したこと、感じたことを掲載するトピックスを設けるなど、関心を持ってもらえるような記事内容を心掛けている。	・現在の取組を継続するとともに、編集会議において、より関心を持ってもらえる記事内容の検討を行っていく。

視察研修の実施（例）

新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着いてきている状況ではあるが、依然、感染者が発生している状況を鑑み、今年度については、遠方への移動を控え、区内や近隣に目を向けた研修とする。

1 研修会等（例）

【研修例 1】

内容	総合事務所から、区内で近年起こっている鳥獣被害や災害（大雪、土砂崩れ等）の状況、区内の重要事項について説明を受け、意見交換を行う。
目的	区内の住民の生活に大きな影響のある事柄について理解を深め、考える機会とする。
研修先	総合事務所 等

【研修例 2】

内容	地域活動支援事業活用団体との意見交換及び現地視察
目的	区内で活動する団体と意見交換を行い、地域における課題の認識や地域活性化のヒントを得る機会とする。
研修先	過去の地域活動支援事業実施団体より選定

【研修例 3】

内容	新規施設の視察（R2 視察先希望）
目的	新規施設について理解を深める。
研修先	新潟県立武道館、大潟体操アリーナ、上越体操場ジムリーナ 等

2 視察先検討の進め方（案）

- (1) 11月地域協議会で提案した案を検討し、研修内容を決定する。
- (2) 決定した研修内容を基に、事務局で視察案を作成する。必要に応じて具体的な研修先等のアンケートを行う。
- (3) 12月地域協議会において、視察案を審議する。